

理事・監事の報酬等支給基準について

定例支給

1. 定例的に業務を行う役員(理事長と業務執行理事及び監事)に役員報酬を支給する。

【支給額】	理事長に月額	70,000円支給
	業務執行理事に月額	50,000円支給
	監事に年額	10,000円支給

理事会等の出席による支給

2. 社会福祉法人ふきのとうの理事会等の会議出席に対して役員報酬を支給する。

【支給額】	理事・監事に日額	5,000円支給
-------	----------	----------

支給日

3. 定例の役員報酬は、毎月10日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う
但し、監事の報酬は年1回の定期監査時に支払う
2. 理事会等の会議出席による報酬は会議当日に支払う

平成29年4月1日から施行

令和5年5月21日改正

評議員の報酬等支給基準について

(評議員会に出席による支給)

1. 社会福祉法人ふきのとうの評議員会出席に対して報酬を支給する。

【支給額】	評議員に日額	5,000円支給
-------	--------	----------

(支給日)

2. 上記の報酬は会議当日に支払う

平成29年4月1日から施行

令和5年5月21日改正

評議員選任・解任委員の報酬等支給基準について

(評議員選任・解任委員会に出席による支給)

1. 社会福祉法人ふきのとうの評議員選任・解任委員会出席に対して報酬を支給する。

【支給額】	評議員選任・解任委員に日額	5,000円支給
-------	---------------	----------

※評議員選任・解任委員がふきのとうの職員の場合

職員が勤務時間中は支給しない

職員が勤務時間外の時のみ、時間給を支給、又は代休を取得する

(支給日)

2. 上記の報酬は会議当日に支払う

平成29年4月1日から施行

令和5年5月21日改正